

農福連携実践支援事業補助金



こんな
方に!

- 農福連携に興味がある農業者の方
- 繁忙期の人手不足に悩まれている農業者の方

農福連携とは?

- ◆農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みです。

補助対象者

はじめて農福連携に取り組もうとする農業者

- ◆市内に住所を有し、市内で農業を営んでいる者
- ◆法人にあつては、市内に本店又は主たる事務所を有し、市内で農業を営んでいる者
- ◆市税の滞納がないこと

対象経費

福祉事業所と締結した農
作業委託契約に基づく、
農作業に係る
委託料及び交通費

補助率
(補助上限額)

1/2
(5万円)

申請の流れ

- ◆補助の申請前に「実施計画書」を作成し、「承認申請書」と併せて市へ提出し、承認を受ける必要があります。
- ◆補助の申請前に委託先の福祉事業所と農作業委託契約の締結が必要です。
※委託先の福祉事業所が決まっていない場合は、市でマッチングの支援を行います。(支援の結果、マッチングが成立しない場合もありますことを予めご了承ください。)



【申請・お問い合わせ】

十和田市 農林商工部 農林畜産課

TEL:0176-51-6736